

## 目黒区介護保険条例等の改正について

### 1 経緯

平成30年度からの介護保険制度の改正及び介護報酬改定を受けて、関連する政省令の規定整備が行われている。平成30年3月22日付け官報により公布された政省令の改正により、区として関係条例の規定整備が必要となった。

### 2 規定の整備

#### (1) 目黒区介護保険条例

住民税の定義について（第10条第1号ア（ア））

介護保険法施行令の改正により、引用している条文の項番が改められたため、条例の規定を整備するもの。

#### (2) 目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

ア 看護小規模多機能型居宅介護の指定事業者について（条例第4条）

地域密着型サービスの事業者として指定を受けられる者は法人に限られているところであるが、看護小規模多機能型居宅介護に限り、病床を有する診療所を開設する者にも認めることとする。

当該サービスは、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて、主に医療ニーズが高い要介護の方に提供するものであり、通いや泊まり、訪問のサービスを一元的に管理し、利用者や家族の状態に即応できるサービスを組み合わせることができ、今後、利用ニーズが高まることが予想されるため。

イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員基準について（条例第6条第1項）

従事できる訪問介護員等のうち、政令で定める者について、「初任者研修課程を修了した者に限る」と、明確化する。

ウ 夜間対応型訪問介護の人員基準について（条例第47条）

上記イと同様に明確化する。

エ 「認知症」の定義について（条例第60条の9第6号）

介護保険法第5条の2が改正され、第2項及び第3項が追加されたことに伴い、これを引用している条文について「第1項」を追記する規定の整備。

- (3) 目黒区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例

上記(2)エと同様に、介護保険法の改正に伴い規定を整備するもの。(条例第5条)

### 3 改正の考え方

今回改正された国の基準等のうち、上記(2)ア、イ及びウに関しては、地域包括ケアシステムの深化や高齢者が必要とする介護サービスの適切な提供を図る内容であると認められるため、厚生労働省令の基準に沿った内容とする。

その他は、引用している条文の改正に伴う規定の整備を行うものである。

### 4 施行予定年月日

- (1) 条例の公布日を施行日とするもの

ア 目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

イ 目黒区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例

- (2) 平成30年8月1日とするもの

目黒区介護保険条例

以 上